## 調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

長崎県 市区町村数 21

														市区町村数	21		
	市 区	市			事	庁内	諮問機	男女共同	司参画に関する条例				共同参画に関する 4月1日現在で有效				
	町	区		所	務	連絡	機		 有		無		有				無
	村 コ I	町 村	担当課(室)名	属	所	会議の	関の・	条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の	計画名称	言十 <sub>回</sub>	<b>画期間</b>	女性活 躍推進 法との	計画 策定 の	現在の
, ,	ド	名			掌	有無	有 無				状況				関係	方法	状況
$\mathbb{Z}$	$\angle$			$\overline{}$		12	16	5			$\bigvee$	19				$\overline{}$	otag
42 2	201	長崎市	長崎市市民生活部人権 男女共同参画室	1	1	1	1	長崎市男女共同参画推進条例	2002年9月25日	2002年10月1日		第2次長崎市男女共同参画計画	2011年4月1日	~ 2021年3月31日	1	1	
42 2	202	佐世保市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	佐世保市男女共同参画によるまちづく り条例	2006年3月2日	2006年3月2日		第3次佐世保市男女共同参画計画	2018年4月	~ 2023年3月	1	1	
42 2	203	島原市	市民窓ロサービス課	1	2	1	1				0	第3次島原市男女共同参画計画	2020年4月	~ 2024年3月	1	1	
42 2	204	諫早市	人権·男女参画課	1	1	1	1	諫早市男女共同参画推進条例	2013年6月28日	2013年7月1日		第3次諫早市男女共同参画計画	2018年4月1日	~ 2028年3月31日	1	1	
42 2	205	大村市	男女いきいき推進課(男 女共同参画推進セン ター)	1	1	1	1				0	第4期おおむら男女共同参画プラン	2018年1月	~ 2022年3月	1	1	
42 2	207	平戸市	総務部総務課行政班	1	2	0	1				0	平戸市男女共同参画計画	2016年4月	~ 2022年3月	1	1	
42 2	208	松浦市	総務課	1	2	0	1				0	第2次松浦市男女共同参画計画	2017年4月1日	~ 2022年3月31日	1	1	
42 2	209	対馬市	総務課	1	2	0	1				0	第3次対馬市男女共同参画計画	2017年3月1日	~ 2022年2月28日	1	1	
42 2	210	壱岐市	政策企画課	1	2	1	1				2	第2次壱岐市男女共同参画基本計画	2017年4月1日	~ 2027年3月31日	1	1	
			市民課	1	2	0			2017年3月31日	2017年4月1日		第3次五島市男女共同参画計画	2016年4月	~ 2022年3月	1	0	
42 2	212	西海市	市民課	1	2	1	1	西海市男女共同参画推進審議会条例	2007年3月30日	2007年4月1日		第2次西海市男女共同参画基本計画	2018年4月1日	~ 2028年3月31日	1	1	
42 2	213	雲仙市	雲仙市地域振興部地域 づくり推進課	1	2	1	1				1	第3次雲仙市男女共同参画計画	2018年4月	~ 2023年3月	1	1	
42 2	214	南島原市	市民課	1	2	1	1				0	第3次南島原市男女共同参画計画 ハーモニープラン	2018年4月1日	~ 2023年3月31日	1	1	
42 3	307	長与町	政策企画課	1	2	1	1				0	長与町第3次男女共同参画計画	2018年4月1日	~ 2023年3月31日	1	1	
42 3	808	時津町	企画財政課	1	2	1	1				0	第2次時津町男女共同参画計画	2015年4月	~ 2022年3月	1	1	
42 3	321	東彼杵町	総務課	1	2	0	0				0	東彼杵町男女共同参画計画	2021年4月1日	~ 2030年3月31日	1	1	
			総務課	1	2	0	0				0						1
42 3	323		企画財政課	1	2		0				0	第二次波佐見町男女共同参画基本計画	2018年4月	~ 2021年3月	1	1	
			総務課	1	2	0	0				0						1
42 3	391	佐々町	総務課	1	2	1	1				0	第二次佐々町男女共同参画計画	2017年4月1日	~ 2022年3月31日	1	1	
42 4	111	新上五島町	総務課	1	2	0	0				0	新上五島町第3次男女共同参画基本計画	2019年4月	~ 2023年3月	1	1	

## <選択肢回答>

 所属
 庁内連絡会議

 1 首長部局
 1 有

 2 教育委員会
 0 無

事務所掌 諮問機関

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有 2 1ではない 0 無

#### 男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

#### 男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

1 一体 0 一体でない

# 計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

#### 現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

都	市	市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(20	)21年4月1日現在 <sup>-</sup>	で開設済の施設)								П
道		区								施	設		管理	•運営3	上体	$\neg$
府	町					P.	f在地等			形	態	施	設管理	里 事	業運	
県コー	村コー:	村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	指定管理者	その他
ド	ド	名											者	<u> </u>	者	
			5							0	5	4	1 (	0 4	1	0
42	201		長崎市男女共同参画推進セン ター	アマランス	850-0874	長崎県長崎市魚の町5番1号 長崎市民会館1階	095-826-0018	095-826-2244	https://ngs- shiminkaikan.jp		0		0	$\overline{\mathbf{I}}$	0	
42	202		佐世保市男女共同参画推進セン ター	スピカ	857-0863	長崎県佐世保市三浦町2番3号 アルカスSA SEBO2階	0956-23-3828	0956-23-3880	http://www.city.sasebo.l g.jp/siminseikatu/jinken /spica.html		0	0		0		
42	203	島原市														
42	204		諫早市男女共同参画推進セン ター	ひと・ひと	854-0016	長崎県諫早市高城町5-25 高城会館2階	0957-24-1580	0957-22-9145	https://www.city.isahaya .nagasaki.jp/post29/740 7.html		0	0		0		
		入刊巾	大村市男女共同参画推進セン ター	ハートパル	856-0832	長崎県大村市本町458番地2 プラットおおむら4階	0957-54-8715	0957-54-8700	https://www.city.omura. nagasaki.jp/index.html		0	0		0		
		平戸市														
		松浦市								_	Ш		$\sqcup$		$\sqcup$	_
		対馬市								_			$\vdash$		$\sqcup$	4
		壱岐市 エロナ								-			$\vdash$	+	$\vdash$	$\dashv$
		五島市 西海市			-					┝			$\vdash$	+	$\vdash$	$\dashv$
			雲仙市男女共同参画センター		859-1107	雲仙市吾妻町牛口名714番地	957383111	0957-38-2755	https://www.city.unzen.nag asaki.jp/info/prev.asp?fol_id =13930		0	0		0		
		南島原市														
		長与町											$\sqcup$		Ш	
		時津町								_	Щ		$\sqcup$	$\bot$	$\sqcup$	_
		東彼杵町								<u> </u>	Щ		$\vdash \vdash$	+	$\vdash$	_
		川棚町			-					$\vdash$	$\vdash$		$\vdash$	+	$\vdash$	4
		波佐見町 小値賀町			-					$\vdash$	$\vdash$		$\vdash$	+	$\vdash$	$\dashv$
		小胆貝町 佐々町			1					$\vdash$	$\vdash$		$\vdash$	+	+	$\dashv$
		新上五島町			+					$\vdash$	$\vdash$		$\vdash \vdash$	+	$\vdash \vdash$	一

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

長崎県
-----

都	市	市	男女共同	〕参画・女性の	D た	めの	総合的な	施	設	(20	21	年 4	月	1 E	3 現	在	で開設済の施設)
道	区	区			職員数	枚(人)								主		な	事業
府	町													_			
県	村	町	名 称	設立年月日	常	非	予算額	広報	藩	相談	情	苦悟	交流	と業	国際	調 査	
		村			勤	常勤	(千円)	広報啓発	講 座	相談事業	· 提供集	苦情処理	交流促進	企業・NPO	国際交流	研究	その他
۴	ド	名						,		4		_	~	0	<i>7</i> 16	70	
$\square$			5					5	5	4	5	0	4	2	0	2	
42	201	文啊川	ター	2002年10月1日	5	4	4,600	0	0	0	0		0	0			幼児室・授乳室の設置、センター主催講座にお ける一時保育の実施
42	202	佐世保市	佐世保市男女共同参画推進セン ター	2001年3月1日	3	2	3,537	0	0		0						
42	203	島原市															
				2004年11月1日	4	1	8,223			0			0	0			
			大村市男女共同参画推進センター	2001年1月4日	4	3	9,219	0	0	0	0		0			0	
42	207	平戸市															
42	208	松浦市															
42	209	対馬市															
		壱岐市															
		五島市															
		西海市															
			雲仙市男女共同参画センター	2007年4月1日	3	0	544	0	0	0	0		0			0	
42	214	南島原市									Ť						
42	307	長与町															
		時津町															
		東彼杵町															
		川棚町															
		波佐見町															
_		小値賀町															
		佐々町															
		新上五島町															

調査表4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

都市	ħΙ	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、自	治	会 長	等	の状	況				$\neg$
道	<u> </u>		宣		宣	市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
府		区	言		言	区	女性	女 性	市	女 性	女 性	村	女性	女 性	町	女 性	女 性	治	女 性	女 性 比
県ココ	1	町	年	宣言名称	o		市	比率	区	副市	比率		町村	性 比 率	村	副町	比率	会	自治	比率
-   -   -   -   -   -   -   -   -   -	ī	村	月		形	長	区 長 数	(%)	長	区 長	(%)	長	長数	(%)	長	村 長	(%)	長	会 長	(%)
ド	٤	名	日		態	数	30.		数	数		数	933		数	数		数	数	
	1			7	$\overline{Z}$	13	0	0.0	16	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	4,235	212	5.0
		長崎市	1999年9月6日	ながさき男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							993	101	10.2
				男女共同参画都市させぼ宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							613	38	6.2
42 2	03 島	原市	2016年8月5日	女性活躍推進宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							224	4	1.8
42 2						1	0	0.0	2	0	0.0							225	4	1.8
42 2	05 大	村市				1	0	0.0	1	0	0.0							170	15	8.8
42 2						1	0	0.0	1	0	0.0							163	0	0.0
42 2						1	0	0.0	1	0	0.0							143	7	4.9
42 2	09 対	1馬市				1	0	0.0	1	0	0.0							181	3	1.7
42 2	10 壱	岐市	2016年8月16日	女性活躍推進宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							238	3	1.3
42 2						1	0	0.0	1	0	0.0							235	6	2.6
42 2	12 西	海市				1	0	0.0	1	0	0.0							87	2	2.3
42 2	13 雲	<b>製仙市</b>				1	0	0.0	1	0	0.0							240	7	2.9
		高原市				1	0	0.0	1	0	0.0							427	9	2.1
42 3	07 長	長与町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	6	12.0
42 3												1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0
		<b>複件町</b>										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
42 3	22 JI	棚町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	1	2.8
42 3	23 波	b佐見町 (	2006年6月1日	男女共同参画のまち宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
42 3	83 小	<b>・値賀町</b>	2021年3月8日	イクボス宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	31	1	3.2
42 3	91 佐	5々町	2020年2月13日	ながさき結婚・子育て応援宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	32	2	6.3
42 4	11 新	f上五島町										1	0	0.0	1	0	0.0	72	3	4.2

# <選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態 1 首長声明 2 議会の議決 3 庁内連絡会議の決定 4 その他

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

調査時点コード 1 2021年4月1日 2 その他

都道庭府町	Ĭ ⊠	Σ	目標語	設定の対象で	ある審認	義会等の	の目標』	及び現状	犬値		目標設定の対象である審議会等の範囲				€の3)に る登用状		地方自委員	1治法(第 員会等に	180条の おけるst	)5)に基づく 登用状況	ηпщ	掲) J村防災会 員のみ)		(再掲) 市町村 (会長を	防災会議	ę X				査時点コード		
県 コードド		t	目 標 値 (%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員	- 員	11生第	数	女性比率%)		審議会等数	うち女性委員	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)	員会等	ち女性委員	総委員	が 女等 性数 性数 比率 員 (%	委員	性素	女性比率(%)	総委員数	うち 女性 委員	女性比率	目定象る会目び 標ので審等標現値	その他	地方自治 法(第202 条の3)に 基づく審 議会等に おける登 用状況	その他	地方自治 法(第180 条の5)に 基会のづく等 員おけ状 用状	その他
		7	$\overline{}$		750	59	1 10,2	15 2,2	94 2	22.5		702	594	9,835	2,315	23.5	113	62	704	110 15	.6 4	184 4	15 9.3	689	53	7.7	$\overline{}$					
	小	ät .								7		695	587	9,636	2,266	23.5	113	62	704	110 15	.6			$\overline{}$		$\neg$						
42 20	1 長崎市	ī	40.0	2022年3月	1 120	0 8	7 1.5	38 3	144 2	22.4	全審議会等が対象	105	87	1.538	344	22.4	6	2	41	4 9	.8 [	53	6 11.3	54	6	11.1	1		1		1 1	
42 20	2 佐世保	市	40.0	2023年3月	75	6	8 1,0	54 2	65 2	25.1	法律又は条例により設置されている審議会等	73	66	973	244	25.1	6	2	37	3 8	.1			51	4	7.8	1		1		1	
42 20	3 島原市	i	30.0	2025年3月	37	2	7 5	32	91 1	17.1	本調査(平成30年度)による	29	22	368		17.9	6	4	35	6 17	.1	31	1 3.2	32	1	3.1	2	2019年4月1日	1		2	2019年4月1日
42 20	4 諫早市	i	37.5	2023年3月	32	3	1 4	54 1	52 3		法律、条例、要綱等により設置されている審議会等	25	25	393	136	34.6	6	5	41	7 17	.1	37	5 13.5	38	5	13.2	1		1		1	
42 20	5 大村市		35.0	2022年3月	84	7	7 1,14	44 3	11 2	27.2	地方自治法第180条の5-202条の3 私的諮問機関等(要細設置等)	43	41	594	148	24.9	6	4	55	8 14	.5	40	9 22.5	41	9	22.0	1		1		1	
42 20	7 平戸市		30.0	2021年3月	43	3	2 6	05 1	12 1		地方自治法(202条の3)に基づくもの	43	32	605	112	18.5	6	3	37	4 10	8			40	0	0.0	1		1		1	
42 20	8 松浦市		30.0	2022年3月	48				91 2		法律、条例等により設置する附属機関及び要綱等により設置する審議会等	22		292		23.3	6	3	38	6 15		32	3 9.4	33			i		i		i i	
	9 対馬市		20.0	2022年3月	29		3 5		47 2		市が設置する審議会等及び地方自治法第180条の5に基づく委員会等	24				27.7	5	2	30	4 13				34	0	0.0	1		1		i	
42 21	0 壱岐市	i	30.0	2027年3月	50	3	4 5	43 1	14 2		地方自治法第180条の5、地方自治法第202条の3	45	31	507	111	21.9	5	3	34	7 20	.6			22	2	9.1	1		1		1	
42 21	1 五島市	·	25.0	2022年3月	71	3	9 9			4.6	個別の審議会等について定めはない。市が係る審議会等について 幅広く把握し、女性委員の登用についての呼びかけを行っていくこと を考えている。	13	12	418	73	17.5	6	3	35	4 11	.4			42	2	4.8	1		1		1	
	2 西海市		30.0	2028年3月	31		6 4		08 2	23.0	全審議会等が対象	31	26	470		23.0	5	2	36	4 11	.1	37	1 2.7	38	1	2.6	1		1		1	
42 21	3 雲仙市		32.0	2023年3月	31	2	4 4	17	82 1		1. 2. 3	31	24	417	82	19.7	5	2	32	2 6	.3	41	3 7.3	42	3	7.1	2	2021年8月1日	2	2021年8月1日	1	
42 21	4 南島原	市	33.0	2023年5月	46	3	7 6	17 1:	36 2		地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等に要綱・規則等を根拠 にした審議会等を加えたもの	36	29	507	102	20.1	5	2	31	3 9	.7	40	2 5.0	41	2	4.9	2	2021年8月10日	1		1	
42 30	7 長与町		40.0	2023年3月	53	4	9 6	31 1	99 3		法律により設置されている委員会等(地方自治法180条の5)、及び条例、規則等により設置されている会議等	48	45	606	192	31.7	5	4	25	7 28	.0	23	3 13.0	24	3	12.5	1		1		1	
42 30	8 時津町	- +			_	+	_	-	+	1	Pii、Aitii 中にようox 世 C4 6 C 6 でる 本職 平	35	32	395	123	31.1	5	3	24	5 20	8	16	2 12.5	17	2	11.8	1		1		1 1	
	1 東彼杵			1	1	1	1			$\dashv$		9		119		16.0	5	4	26	6 23		22	3 13.6	23		13.0	i		2	2020年9月1日	1 2	2020年9月1日
42 32	2 川棚町	~ +				1				$\neg$		16	14	179		15.6	5	3	26	5 19		28	1 3.6	29		3.4	1		ī	, -///-	1 1	, -/, ,
42 32	3 波佐見	.et				1				╅		18	15	210		20.0	5	4	25	7 28		26	3 11.5	27	3	11.1	1		i		1 i	
42 38	3 小値賀	町				1						9	7	84	13	15.5	5	2	31	5 16	.1	18	0.0	19	0	0.0	1		1		1	
42 39	1 佐々町											27	23	246		25.2	5	3	26	6 23	.1	19	1 5.3	20	1	5.0	1		1		1	
42 41	1 新上五	島町					T					13	12	199	50	25.1	5	2	39	7 17	.9	21	2 9.5	22	2	9.1	1		1		1	The second secon

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

都	+									1										_										
和)	市	市																							(再掲)			(再掲)		
道	区		日相	票設定の対象	であるヨ	<b>家議会等</b>	の月標	及び現状	t値	目標部	定の対		る審議:	会等の				の3)に基			自治法(領					r村防災:	会議		村防災:	会議
	m	区			10,0,							範囲			番	議会等	こおける	登用状法	兄	委	員会等!	こおける	登用状	况		委員のみ			長を含む	
府	町																													
県	村	町			1															1										
			且	目	審	うち	総	うち	女						審	うち	総	うち	女性比率	委員会等	うち	総	うち	女性比率	総	うち	女性比	総	うち	女
-	⊐	村	標値	標	議	女を	総委	女等	性比						議会	女を	総委員	女等	1生	<b>貝</b>	女を	総委員数	女等	1E H	総委員数	女数	1E	総委員	女数	性比
ы	1	11	쁘	年	会等	性含 委む	員	性数委	率						等	性含 委む	員	性数 委	率	等	性含 委む	員	性数委	率	員	性委	率	員	性 委	率
ĽΙ	·		(%)	度	数	員数	数	当員	(%)	_					数	員数	数	英	(%)	数	員数	釵	女員	(%)	釵	当	(%)	数	女員	(%)
۴	۴	名				~~										~~		^			~~		^			~			^	
$\square$	$\overline{}$														7	7	199	49	24.6	0	0	0	0							$\overline{}$
Ħ		長崎市													0	0	0	0		0	0	0	0							
M	$\overline{}$	佐世保市													2	2	81	21	25.9	0	0	0	0					$\overline{}$		
M		島原市													5	5	118	28	23.7	0	0	0	0					$\overline{}$		
1	$\overline{}$	諫早市													0	0	0	0		0	0	0	0							
	$\overline{}$	大村市													0	0	0	0		0	0	0	0							
$\square$	$\angle$	平戸市	$\setminus$												0	0	0	0		0	0	0	0		$\setminus$			$\setminus$		$\backslash$
$\square$		松浦市													0	0	0	0		0	0	0	0		$\setminus$			$\setminus$		$\backslash$
$\square$	$\angle$	対馬市													0	0	0	0		0	0	0	0							$\angle$
$\square$	$\angle$	壱岐市													0	0	0	0		0	0	0	0		-			$\overline{}$		$\angle$
凶	4	五島市	$\leq$												0	0	0	0		0	0	0	0					$\sim$		$\leq$
M	Ζ,	西海市	$\leq$												0	0	0	0		0	0	0	0					$\angle$		$\angle$
凶	Ζ,	雲仙市	$\leq$												0	0	0	0		0	0	0	0					$\angle$		$\leq$
<b>以</b>	Ζ,	南島原市	$\leq$											$\angle$	0	0	0	0		0	0	0	0		-			$\angle$		$\leq$
$\square$	_	長与町	$\leq$												0	0	0	0		0	0	0	_		$\leq$			$\angle$		$\sim$
<b>Z</b>	Ζ,	時津町	$\leq$											$\leq$	0	0	0	0		0	0	0	_		$ \leq $			$\angle$		$\leq$
И	Ζ,	東彼杵町	$\leq$		$\leq$					$\leq$		$\leq$			0	0	0	0		0	0	0					$\angle$			$\leq$
И	Ζ,	川棚町	$\leq$		$\leq$					$\leq$		$\leq$			0	0	0			0	0	0		_			$\leq$			$\leq$
Z	Ζ,	波佐見町	$\leq$		$\leq$					$\angle$		$\leq$			0	0	0	0		0	0	0					$\angle$			_
arprojeg	Ζ,	小値賀町	$\leq$		/				<u>//</u>	/	<u>//</u>	/	/		0	0	0	0		0	0	0	0		-		$\angle$			$\leq$
Ø	4	佐々町	$\leq$		/					/		$\leq$	$\angle$		0	0	0	0		0	0	0	0				$\leq$			$\leq$
<b>/</b>		新上五島町													0	0	0	0		0	0	0	0							

調査表4-4 市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

調査時点コード	-1	2021年4月1日	2	その他

den I ala																																		-m							20	
和 巾	ф										管理	職の在職	状況														職務上	の地位別	職員在	職状況				副		防	災·危機	管理部周	らへの配置	置状況	部列	1
道区	- IX						Т					$\neg$											_											査							査	1
府町	_				うちー	设行政職	±R			うち	一般行政職				うち	一般行政	(職				うちー	般行政職					ち一般行	<b>丁政職</b>	1 .			うち一般	行政職	畴		177 555 <del>2</del> 48	うち		うち管理	■職数	時	
県村	BŢ	管理	うち	#	-	+	局	うち	女	部「		.   次	うち	女	√r [		+	課	うち	女	<del>+</del> B	— .	. 長	うち	女	課		+	係	うち	女	rs -	±	点	₹ o	他・局		女	うち	女	点	の他
		贈	管	性	理う	性	長	l +	性比	局長	うち だ	自相	女	性比	長	うち	性	相相	+	性比	長	うち は	生性	!   #	性比	補	うち	性	長相	女	性比	長りち女	性	_		危職	女	性比	<b>4</b>	44	٦	1
1717	村	総	女理性職	比	戦 女総 性	理 比 華	相当	性	率	相	性量	311	性	率	相当	女性	比率	当	性	率	相	女性数	北相		率	佐相	女性数	比率	当	性	率	相性	上	I 7 I		機員	性	比率	性		- T	
1'1'		数	1生職		総性数管				(%)	当職	数 (9		数	(%)	職	数	(%)	職	数	(%)	職	数 (	# %) 当	数	(%)	当	数	(%)	職	数	(%)	職数	(%)	'		管数	900	(%)	数	(%)	' I	1
F F	名						198			相致													聯	ŧ		職								۴							۴	
		1,313	153	11.7	1,019	109 10.	7 2	09 15	7.2	181	14	7.7 16	0 16	10.0	129	13	10.1	944	122	12.9	709	82 1	1.6 1,2	97 25	3 19.5	1,036	179	17.3	2,650	752	28.4 2	2,011 5	15 25.6			788	3 15	1.9	75	0.0		
42 201	長崎市	253	36	14.2	202	34 16.	8	49 5	5 10.2	40	5 1:	2.5 3	9 9	23.1	24	8	33.3	165	22	13.3	138	21 1	5.2	40	5 12.5	5 33	3	9.1	369	68	18.4	327	56 17.1	1		473	3 6	1.3	16	0.0	1	
42 202	佐世保市	217	26	12.0	161	15 9.	3 :	27 3	3 11.1	23	3 1	3.0	0 6	10.0	48	4	8.3	130	17	13.1	90	8	8.9 2	20 3	0 13.6	138	15	10.9	830	267	32.2	513 1	68 32.7	1		10	1	10.0	5	0.0	- 1	
42 203	島原市	39	3	7.7	32	3 9.	4	9 (	0.0	9	0	0.0	7 0	0.0	6	0	0.0	23	3	13.0	17	3 1	7.6	32	2 6.3	3 26	2	7.7	66	16	24.2	52	7 13.5	2	2021年4月1日	7	7 0	0.0	1	0.0	1	
42 204		101	6	5.9	86	4 4.	_	6 (	0.0				2 1	4.5	21	1	4.8	73	5	6.8	59				2 21.2		10	19.3	209		29.7	171	50 29.2	- 1		13	3 2	15.4	1	0.0	-1	
42 205		91	13	14.3	70	8 11.		15 2	2 13.3			3.3						76	11	14.5	58	_			9 22.9			17.3	88		30.7	00	19 27.5	1		8	3 1	12.5	1	0.0	1	
42 207		73	14	19.2	46	5 10.		20 1	1 5.0	17	1	5.9						53	13		29			29	8 27.6		8	30.8	119		28.6	79	17 21.5	1		4	1 0	0.0	3	0.0	1	
42 208		31	4	12.9	25	4 16.		0 (		0	0		0 0		0	0		31	4	12.9	25	4 1	6.0	, ,	8 23.			16.3	85		27.1	53	15 28.3	1		4	1 0	0.0	1	0.0	1	
42 209		81	3	3.7	61	3 4.	_	16 (	0.0			0.0 1	7 0	0.0	15	0	0.0	48	3	6.3	33			10 1	8 15.1		10	14.3	72		27.8	0,	10 27.0	1		2	2 0	0.0	1	0.0	1	
42 210		61	9	14.8	47	4 8.		9 (	0.0			0.0	0 0		0	0		52	9	17.3	39	4 1		72 1	0 23.8	_	- 5	14.7	108	_	40.7	13	18 22.8	1		5	5 0	0.0	1	0.0	1	
42 211		36	2	5.6	6	0 0.		7 (	0.0			0.0						29	2	6.9	0	0		36	2 5.6		2	5.6	139		18.7		25 19.2	1		150	0	0.0	29	0.0	1	
42 212		45	5	11.1	33	3 9.	_	10 1	1 10.0			2.5						35	4	11.4	25				4 29.3		18	29.5	61		31.1	45	14 31.1	1		- 6	3 0	0.0	1	0.0	1	
42 213	雲仙市	76	8	10.5	73	8 11.		13 (	0.0			0.0 1	2 0	0.0	12	0	0.0	51	8	15.7	48			/2 0	8 22.			21.0	63		28.6	02	18 29.0	1		10	0	0.0	2	0.0	- 1	
	南島原市	53	1	1.9	53	1 13		9 (	0.0			0.0	1 0	0.0	1	0	0.0	43	1	2.3	43			19 2	3 19.3		23	19.3	117		22.2		26 22.2	1		8	3 0	0.0	1	0.0	1	
42 307	長与町	34	10	29.4	29	7 24.		10 2	20.0			2.2	0 0		0	0		24	8	33.3	20		5.0	16	8 50.0		6	54.5	41		39.0	00	10 30.3	1		8	3 1	12.5	1	0.0	1	
42 308		27	5	18.5	21	3 14.	3	6 (	0.0	5	0	0.0						21	5	23.8	16	3 1	8.8	25	5 20.0		2	10.5			40.0	24	9 37.5	1		9	3	33.3	1	0.0	1	
	東彼杵町	- 11	0	0.0	0	0												11	0	0.0				7	1 14.3	3 7	1	14.3	31	10	32.3	31	10 32.3	1		3	3 0	0.0	1	0.0	1	
42 322		13	1	7.7	12	1 8.	3	1 (	0.0	1	0	0.0	1 0	0.0	1	0	0.0	11	1	9.1	10	1 1	0.0	8	1 12.5	5 6	0	0.0	25	6	24.0	21	4 19.0	1		1	1 0	0.0	0	0	1	
42 323	波佐見町	15	2	13.3	13	2 15.	4											15	2	13.3	13	2 1	5.4	12	3 25.0	11	2	18.2	46	19	41.3	32	9 28.1	1		2	2 0	0.0	0	0	1	
42 383	小値賀町	10	0	0.0	9	0 0.	0	0 0		0	0		0 0		0	0		10	0	0.0	9	0	0.0	11	1 9.1	11	1	9.1	21	9	42.9	21	9 42.9	1		1	1 0	0.0	0	0	1	
42 391	佐々町	17	3	17.6	15	2 13.	3	2 1	1 50.0	2	1 5	0.0	1 0	0.0	1	0	0.0	14	2	14.3	12	1	8.3	10	2 20.0	) 5	0	0.0	20	5	25.0	15	3 20.0	1		1	1 0	0.0	0	0	- 1	
42 411	新上五島町	29	2	6.9	25	2 8.	0											29	2	6.9	25	2	8.0	54 1	3 24.1	1 48	8	16.7	105	23	21.9	100	18 18.0	1		63	3 1	1.6	9	0.0	1	

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都市	·	市				1													
	1				/			市区	町 村	議会の議員のご	立支	援 体 制	に関する調査						
道府県	г	区町	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由と	合、取得することが可 能な休業期間は、次の	間1で1. を選択	問5 問4で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問6 問1で1. を選択! 間の報酬についるか。	ンた場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 問6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下( てください 1.明 2.明 3.明	事と生活の り事由につい。 記した規定 記した規定 記した規定	がある はないが が無く、運	のいずれ 運用上記 用上も認	かーつに	Oをつけ
= = 		村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 3. 明記した規定が無く、 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左配で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	1.2014年度以前 2.2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間より短い。 2. 労働基準法65条の 産前間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
F F	_	名												-					
$\mathcal{A}$		$\leq$	6		1の合計	21	3	0	12		0			13	13	12	13	14	14
$\mathbb{Z}$	_	_	3		2の合計	0	18	12	9		21	1		1	2	2	2	5	2
KK.	1	$\leq$	2		3の合計	0		9	0		0	-		6	5	6	1 5	1	1 4
H	+	_	10		4の合計					長崎市議会会議規則		<del>                                     </del>		1 6	5	6	5	<del></del>	4
42 #	平 長崎	<b>音市</b>	1	佐堂保市職員の旧姓使用に関する要領	長崎市議会	1	2	2	1	(久集の原出 第2条 2 議解は、出席のかめ出席できないときは、出 差が至日の心間が、多数技能の場合にあって、 を発表する日までの範囲から出いて、その問題 を経過する日までの範囲かにおいて、その問題 を対して、ためたのが過程とく来信を使 出することができる。 (大震の届出) 第78条 2 美球はの運動の一般出席できないときは、出 2 美球はの運動のとか出席できないときは、出 2 美球はの運動のとか出席できないときは、出 2 美球はの運動のとか出席できないときは、は を発達する日までの運動のにおいて、実施を選問 を形かがして、あんかんの委員長に久原福を 促出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
42 #	∓ 佐世	#保市	1	窓は取り取扱いのに次州に関うる東朝 変金・職員は、次の号目に変わる場合を跨き 旧財を使用できるものとする。 「以及署・具本報告、社会保険事務所、銀行 など、外部の機関帯に支揮を及ばすおされのあ る場合。 (2) 法治のれている場合。 (2) 法治のれている場合。 (3) は、日本報告のは、日	佐世保市議会	1	2	2		第29条2号 議算は、出席のため出席できないときは、出席 予定日の意間(事務計編の場合におっては、 1 本理制 前の日本の表は出席の目標を 経過する日本での影響に入れて、その開閉を 終過する日本での影響に入れて、その開閉を デャムになくあるための機長に大馬艦を提出 デャムにないできる。	2			1	1	1	1	1	1
42 #	= 島原	待	3		島原市議会	1	2	2	1	島原市議会会議規則第2条第1項及び第2項 島原市議会会議規則第2条第1項及び第2項 島原市議会会議規則第90条第1項及び第2項	2			1	1	1	1	1	1
42 #	# 接里	市	4		接見市議会	1	2	3	2	T. LLILLIUM A. A. LIVIANIA	2			4	4	4	4	1	1
42 #	大村	市	4		大村市議会	1	2	2	1	大村市議会会議規則 第2全第2項 議員は、出産のため出客できないときは、出産 予定日の急間で最終活動の場合におっては、 発展を表しましている場合にあっては、 発展者でも日本での場面によいて、その期間を 明かかにして、おらかじか議長に欠集宿を提出 することができる。	2			1	1	1	1	1	1

道区				l /			市区	町村	議会の議員の両	i立支	援 体 制	に関する調査						
府町県村	区町	職員の通称又は旧姓の使			問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。			るか。	脚5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	間の報酬について	た場合、休暇期 C減額の規定はあ	問7 問6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	て、以下の てください 1.明記 2.明記	事と生活の の事由につ 。 己した規定: 己した規定: 己した規定: 己した規定: 己した規定:	いて1~4 がある けないが	のいずれが	かーつにく	Dをつけ
1 1	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、連用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 連用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左配で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	<ol> <li>明記した規定がある。</li> <li>明記した規定はない。</li> </ol>		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の看護	家族の 介護	疾病	その他
F F	名		平戸市龍員旧姓使用取扱要綱															
			(趣情) での関令は、平戸市職員(以下「職員」という。)が婚姻、妻子縁起その他の事由(以下「婚姻等」という。)が婚姻、妻子縁起をの他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を変更した後も、引き続き、従前の戸籍上の氏(以下「旧世上という。)を美事に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。															
			(承認) 第2条 任命権者は、旧姓を使用することにより、誤解 や混乱が生じないと判断できる場合においては、これ を承認するものとする。															
42 ## 平	戸市	1	(旧姓使用できる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、別表 第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、別表第2 に掲げるものとする。	平戸市議会	1	1	3	2		2			3	3	3	3	3	3
			(旧姓使用申出書) 第4条 職員は、第2条の旧姓使用の承認を受けよう とするときは、旧姓使用申出書(様式第1号)を所属長 を経て、任命権者に提出しなければならない。															
			(承認の通知) 第5条 任命権者は、前条の申出を承認したときは、 旧姓使用承認通知書 様式第2号)により、速やかに 所属長を経て申出職員に通知するものとする。															
			(数消) 第6条 任命権者は、職員が承認を得て旧姓を使用し ている場合において、その使用により混乱を生じたとき は、承認を取り消すことができる。 (中止偏)															
			第7条 任命権者の承認を受けて旧姓を使用している 職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使 用中止届(様式第3号)を所属長を経て、任命権者に 提出しなければならない。 2 前頭の旧姓や用中止日を午命権者が受理したとき															
		l	は、当該旧姓使用の承認はその効力を失う。 (申請の制限) 第8条 前条の規定により、旧姓使用中止届を受職された機員は、再び旧姓使用の申出をすることはできない。															
			(養務) 所属長は、所属職員の旧姓の使用が適切に 行われるよう別のなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するにあたっ て、第に市及とは職員等に調解や混乱をとじないよう 別かなければならない。 3 旧姓を使用する職員は、市民及び組織内部に混乱 を生じさせないため、旧姓使用を認められた文書等に ついては、第に旧社を使用ながれなからない。															
			(その他) 第10条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に 関し必要な事項は、市長が別に定める。															
			財 則 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。 別表第1(第3条関係) 旧姓を使用することができる文書等 基準															
			主な文書等の例示 法令等に抵触するおそれがなく、職務遂行上支障がな いと認められるもの															
			職員名簿、名札、名刺、事務分担表関係文書、起案 (決裁)文書、出勤表、服務に関する諸届書、給与に関 する文書、旅行命令書、復命書、時間外勤務命令簿、 財務会計に関する内部文書、経易な通知(往復)文書															
		l	別表第2(第3条関係) 旧姓を使用することができない文書等 基準															
			主な文書等の例示 (1) 職員の身分又は権利・義務に係るもので特別な 法律関係を生じさせるおそれがあるもの															
			辞令書、履歷書、宣誓書、追職願、分限·懲戒関係文書、共來組合関係文書、公務災害関係文書、源泉徵 収関係文書															
			(2) 公権力の行使に係るもの 許認可・立入検査・徴税等法令に基づく行政処分に係 る文書、職員の身分に基づいて行う対外的な行政行 為に係る文書・契約書															

क्रीह	fi	市			/	1		市区	町村	議会の議員の高	可 立 支	接 体 制	に関する調査						
道即	ij	区町	職員の通称又は旧姓の使り	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由と	合、取得することが可 能な休業期間は、次の	した場合、出産	該当部分の条文(本文)を記入してくださ	問6 問1で1. を選択 間の報酬につい るか。	した場合、休暇期 て減額の規定はあ	間7 間6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してください。	2.明	り事由につい。 記した規定記した規定記した規定記した規定	いて1~4	のいずれ; 運用上認 用上も認る	かーつにC めている うていない	)をつけ
= = 		村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、連用上認めている。 3. 明記した規定が無く。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左配で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2 明記Lた規定		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 看護	家族の介護		その他
F F	-	名																	
	## 対!	馬市	4		松浦市議会対馬市議会	1	1	2	1	対馬市議会会議規制 第2条 2 議員は、出席のため出席できないときは、出 産予至日の追溯に多齢は振の場合にあった。 は、14週間、第0時か、当該出係の日か、当該出係の日か、 節を軽率する日本での範囲内において、その規 間を軽率さる日本での範囲内において、その規 間を終めたして、その規 提出することができる。				1	1	1	1	1	1
42 #			1	る。 2 回接を使用することができる文書等の基準及 び目肢を使用することができる文書等の基準 び目肢を使用することができる文書等の基準 (の世数年の間からする。 第3条 職員は、同姓を使用したとするときは、 1 回数年の間から、 第3条 職員は、同姓を使用したとするときは、 1 回数年の間から、 1 の	卷枝市議会	1	2	3	2		2			1	2	2	2	2	1

都	市	市						市区	町村	議 会 の 議 員 の 両	立 支	援 体 制	に関する調査						
道府	-	区	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由と して明記した規定」は	問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1. を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 間4で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	問6 問1で1. を選択! 間の報酬についるか。	ンた場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 間6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下( てください 1.明 2.明 3.明	事と生活の の事由につい。 記した規定 記した規定	いて1~4 がある はないが、 が無く、運	のいずれが 運用上認用上認	か一つに( めている めていない	つをつけ
- -	-	Ħ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上記めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	1.2014年度以前 2.2015年度以降	1. 労働基準法65条の 度前座後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		4. 明 配偶者 の 出産	配した規定		家族の介護	疾病	その他
42	2 日本年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	名	1	職員の旧姓使用について(通知) 職員の旧姓使用について 1. 目的 職員の旧姓使用について 1. 目的 職員が開発、著子機能をの他の第由によって严 職員が開発を認めた場合、引続時を制御等の間の 戸職主の長に以下は受える事業を定めることを 日的だする。 2. 旧姓を提用できる文書等 (3) 選集を対す、次の各号に掲げる くが書等において旧姓を使用することができる。 (3) 選集を (3) 選集を (3) 選集を (3) 選集を (3) 選集を (3) 選集を (4) 表現を (4) 表現を (5) が出ーケットス (5) が出ーケットス (6) 決議な要又は明覧を書所に各等同 (6) 決議な要又は明覧を書所を (6) 決議な要又は明覧を書所を (6) 決議な要又は明覧を書所を (6) 決議な要又は明覧を書所を (6) 決議な要とは明覧を書所を (6) 決議な事とはのを (7) 大学な (7) 大学な (7) 大学な (6) 大学な (6) 大学な (7) 大学な (7) 大学な (7) 大学な (7) 大学な (8) 大学	西海市議会	,	2	2		西海市議会会議規則 (ケ原の出 原立会、編集は、公孫、疾病、実別、希護、介 家、配保者の出版機動をの他のやもを様ない す。当日の問題を対して、「他の問題を対しませた。 と、「は、日本の連問に参加をでないと対し、ではないと対し、では、 をデザロの連問に参加をでは、100円ではいる。 をデザロの連問に参加をでは、100円では、 をデザロの連問に参加をでは、100円では、 をデザロの連問に参加をある。 を対して、その期間 を対象が、これが、の場合にあって、 では、100円ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	2			1	1	1	1	1	1
42	** 1	震仙市	4		雲仙市議会	1	2	2	1	雲仙市議会会議規則 第2条 2、編4は、出産のため出席できないときは、出 産予学目の連測(を除せ返の分量にかって は、4週間)制のつき当該社連の日後の温期 を被遣する日末での期間内において、その期間 があることができる。 第2条件は、出産のからの出産はできないときは、出 産予学目の連測(多齢対極の子信とかって は、4週間)制の一つ・当該社連の日後で出来の を発達する日末での期間内において、その期間 を発達する日末での期間内において、その期間 を発達する日末での期間内において、その期間 を発達する日末での期間内において、その期間 を発達することができる。	2			1	1	1	1	1	1
		<b>左</b> 嬴腐市	2		密島間市議会 長与町議会	1	2	2	1	長与町議会会議規則 (久原の選出) 第2条 議員は、公孫、傷病、出産、再見、看 第2条 議員は、公孫、傷病、出産、再見、看 第2、作業、配債等の出産補助すで他のやむを 得ない事品のため加度できれ、世社、その 担びければならり。 2 新潟の規定にかからりず、議員が出産のた が出版でないときは、出手子を回っ発し、出手を が出版でないときない。 記載は乗る日本のでは、14条型削削の日から 動は城のの単分を対しては、14条型削削の日から 通常は大の工業を受け、15条では、15条の 通常によって、その削削を売らかにして、あらか しが最近になって、その削削を売らかにして、あらか しが属した。	2			1	1	1	1	1	1

都市	市			<u> </u>	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
道府縣村	区町	職員の通称又は旧姓の包	使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由として明記した規定」は	問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してください。	問6 問1で1. を選択 間の報酬につい るか。	した場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 間6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してください。	て、以下( てください 1.明1 2.明1	事と生活の の事由につい にした規定が記していません。	いて1~4 がある はないが	のいずれ	か一つにく	)をつけ
1 1	村名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上記めている。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(火席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法55条の 度前座後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 度前座後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産			家族の介護	疾病	その他
	4	1	明津町蔵員の風景に関する訓令 個最の目的後用 第5条 報貨が期間等により戸籍上の氏を改め た後も、前時機分解間等のか可辞上の氏以下 同時起という。定式が持ちえる響さればちなる (1) に 10 に 10 に 10 に 10 に 10 に 10 に 10 に 10	吟淶町護会	1	2	2		等漆町議会会議規則 (欠馬の屋出) 変な。 経典は、公居、傷病、出産、胃児、介護 及び延得の出産経動等へ他のただを確ない 幸和のから出産でないとせば、で回路に高い出位すれ はなっない。 建したから、 はなっない。 はなっない。 はなっない。 をは、出産予定日の心器間が多い はなるない。 をは、出産予定日の心器間が多い が出産のため、 をは、出産予定日の心器間が多い が出産のため、 では、出産予定日の心器間が多い が出産のため、 では、出産予定日の心器間が多い が出産のため、 では、出産予定日の心器間が多い はなるない。 では、出産予定日の心器間が多い はなるない。 では、出産予定日の心器間が多い はなるない。 では、出産予定日の心器間が多い はなるない。 では、出産予定日の心器間が多い はなるない。 では、出産予定日の心器間が多い はなるない。 では、出産予定日の心器間が多い はなるない。 では、出産予定日の心器間が多い はなるない。 では、出産予定日の心器間が多い はなるない。 では、出産予定日の心器間が多い はなるない。 では、出産予定日の心器間が多い はなるない。 では、出産予定日の心器間が多い はなるない。 では、出産予定日の心器間が多い はなるない。 では、出産予定日のいると はなるない。 では、出産予定日のいると はなるない。 では、出産予定日のいると はなるない。 では、出産予定日のいる間が多い はなるない。 では、出産予定日のいる間が多い はなるない。 では、出産予定日のいる間が多い はなるない。 では、出産予定日のいる間が多い はなるない。 では、出産予定日のいる間が多い はなるない。 では、出産予定日のいる間が多い はなるない。 では、出産予定日のいる はなるない。 では、出産予定日のいる はなるない。 では、出産予定日のいる はなるない。 では、出産予定日のいる では、は、は、またで できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるない。 できるなななない。 できるなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	2			1	1	1	1	1	1
42 #	東彼杵印	т 4		束彼杵町議会	1	2	2	1	東敦中町議会会議規制 第3、行為、記得等の出産場的その他のやむを 第3、行為、記得等の出産場的その他のやむを 第3、行為、記得等の出産場的では必要が 出産がはななられた。最もの制度等的には基本に選称に関す はなけれななられた。とは、単立の場合を の言葉及三間け出なけれななない。とあ がまなり、では、日本の地では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	2			1	1	1	1	1	1
	川棚町	4		川棚町議会	1	2	2	1	川棚町議会会議規制 第2条数3項 議員は、出席のため出席できない。 とは、出席で見口の意間が多胎好場の場合に あっては、は週間期の日から場出地の日線の 週間を結婚する日での範囲においての の場合を持つたって、あらかしの議長に文庫室 を担けることができる。	2			1	1	1	1	1	1
42 #	波佐見	T 4		波佐貝町議会 小値賀町議会	1	2 2	3 3	2 2		2 2			1 4	1	1 4	1	1	1 4
	佐々町	2		佐々町議会	1	2	2	1	佐々町協会会議規制 〈第2条第2項〉議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多齢妊娠の場合にあたっては、14週間)割の日から当該出産の日後の週間を増加する1までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に大席艦を提出することができる。				4	4	4	4	2	2
42 #	新上五	ABT 4		新上五島町議会	1	2	3	2		2			2	2	2	2	2	2

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都市										の両立支援体制						
道解	区	問9 問10 関10 関10 関11 関11 関11 関11 目標の利用することので 議員の利用することので 議員の利用することので 接合で開始設金が議会( きんな変容が現金に対して おか。 だめ上、別する取組を 行っているか。 との変遣たは提供されている か。 か。 か。		間13 間12で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	間15 議会において、通称又は旧 姓の使用を認めています か。	問16 問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	間17 数治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	地域防災計画や避難 含む)に、男女共同参 具体的な役割が明確	所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 画担当都局又は男女共同参画センターの に位置づけられているか。						
# * 	村は、名	る。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がされて いる、(臨時のものも含	1.専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所 の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後	(倫理規定等)がある。	相談窓口を設置している こいラスメント	け止. 研にハ い修関ラ	4 ・そ の 他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後 取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明配した規定はない が、運用上認めている。 期配した規定がなく、運 用土も認めていない。 会、明配した規定がなく、運 去に使用した事例も判断し たこともない。			1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
$\mathbb{Z}$		0	0	3	1	0	0	0			0	0			4	
$\vee$		0	3	3	0	0	0	0			2	2 0			17 0	
K		21	17	15	0	0	0	0			19	19			0	
Ħ	Ť	i		Ĭ	<u> </u>					1	<del>†                                      </del>					長崎市地域防災計画、長崎市災害対策本部規
42 #	# 長崎市	4	4	2							3	2			1	程 長崎市地域防災計画 本計画のすべての事項を通じて、国籍、宗教、 性別、年齢による差異、原書・他力の如何を問 力ず、多様な視点を取り入れた防災体制の確 立に努めるものとする。 最尚市災害対策本部規程 男女共同等面の視点からの災害対応に関する
42 #	拼 佐世保市	4	4	3							3	4			2	島原市地域防災計画
42 f	# 島原市	4	4	3							3	4			1	5 居住区域の別り振りと談長の選出 物定選輯 所深遺職員は、前内会自治をごとに居住区域 所深遺職員は、前内会自治をごとに居住区域 に関係していません。 に関係していません。 に関係していません。 のは別に任義人が表現した。 が出ました。 と対し、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
	拼 諫早市	4	4	3							3	4		会議規則に定める会議等にお ける欠席等の理由、出産に伴う 欠席期間の範囲の見画しを検 討している。	2	
42 #	拼 大村市 拼 平戸市	4 4	4	3 3							3 3	4 4			2 2	
42 #	押 松浦市	4	4	3 2							3 3	4 4			2	
42 #	# 平戸市 # 松浦市 # 対馬市 # 表岐市 # 五島市	4	4	3							3	4			2	
72 8	дан	1		, ,							1 ,	*				西海市地域防災計画
42 ±	##西海市	4	4	3							3	4			1	5 週前外の設置 (中部) (2) 週載所の選案 (中部) オー超解所の選案は、公民総額員、施設管理 者、地域住民、自己的決領機、ボウンディア等 の協力からたに、関係者が運動して適宜があり 選案にあっては、サメトロ中部に関連すると ともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性 的少数者の提出等に配置するものとする。

部	тI	市																
1	1					ī	市区	町井	寸 議	会 の 議 員	の両立支援体制	りに 関する	調査					
	_																	
道	~		問9	問10	問11	問12	+ 100 (0) 1	III A /=		40 4 11 4 4 5 4 11 1 1	問13			問16	問17	地域防災計画	で解難け	所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを
		区	議員の利用することのできる保育施設等が議会に	議員の利用することのできる場所を	機会におけるハラスメント防止に関する取組を	間11で1.	を選択した	場合、行つ	ている取	組みは、次のつちとれか。	問12で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ			問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ	政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。			
府	町		設置または提供されてい	置または提供されている	行っているか。						い。	るもの以外)を行っていま	か。	L'.	ればご記入ください。	具体的な役割が	が明確に	に位置つけられているか。
			るか。	か。								すか。						
a.		町																
75	"	-1															=1	
				1. 専用の場所が設置さ れている。(常設)	<ol> <li>行っている。</li> <li>行っていないが、今</li> </ol>	∽防1	相に2					1. 行っている。 2. 行っていないが、今後	1. 明記した規定があり、認 めている。			1. 位置つけらに 定がある。	れた規	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
-	<b>-</b>		る。(臨時のものも含む)	2. 授乳等に必要な場所	後取組む予定である。	備止. 理にハ	談関:   窓すハ	け止. 研にハ	4			取組む予定である。	2. 明記した規定はない			2. 位置づけら		Diam'r, Tribuccio, to 1 field
		村	2. 保育に必要な場所の 設置または提供がされて	の設置または提供がされている(簡時のものも会		あ規関ラ		い修関ラ				3. 行っておらず、今後、取 組む予定もない。	が、連用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運			ない。 3. その他(不明	Hatt)	
	н		いる。(臨時のものも含	む)	AXABO PAEOACO	る定すス	いを議ス	るをすス	7			MEG PACOGO.	用上も認めていない。			5. (V)[g(-]-9	77.47	
			む) 3. 設置または提供する	3. 設置または提供する 予定である		等るメ	◎設員メ		の他	その他内容			4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断し					
	.1		予定である。	4. なし		○規ン	置向ン	つ議ン					たこともない。					
F	۴	名	4. なし			が定ト	しけト	て員ト										
42	## \$1	1W 7TS	4	4	3						南島原市議会議員政治倫理条例	3	4			2		
											(政治倫理基准)							
											第3条 議員は、公職にある者に対して適用され							
											る法律のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵 守しなければならない。							
											(4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限							
42	## 南』	島原市	4	4	1	1					又は地位による影響力を不正に行使するよう側 きかけないこと。	3	2			2		
											C , G . = C							
42	## <b>&amp;</b> /	At Dr			,			3								2	_	
42	## 8\$3	田祭	4	2	1			3				3	4			2		
42	## 東1	彼杵町 棚町	4	4	3 2							3 2	4			2 2	_	
П		-	·									_						波佐見町地域防災計画
	- [																	群業所運営にあたっては、男女共同参画を推進
	- 1																	するとともに男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等に配慮するものとす
	- 1																	る。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳
1																		室、の設置や生理用品・女性用下着の女性によ る配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等によ
42	## 波信	佐見町	4	4	2							3	4			1		る指定避難所における安全性の確保など、女性
	- 1																	や子育てニーズに配慮した運営管理に努める。
	- [																	
	- [																	
	- [																	
42	## //\4	情 智 BT	4	4	3							2	4			2		
42	## 佐/ ## 新_	々町 上五島町	4 4	3 4	3 3	-						3 3	4			2 2	-	
	2.00										•					<del></del>	_	